

## 原単位の改善のための取組に関する状況 【2024年度提出分(2023年度実績)】※非特定事業者用

吉良開発株式会社

日本標準産業分類	コード	項目名	銘柄コード	
中分類	32	その他製造業	法人番号	7180 3010 23799
細分類 (申請事業)	3299	他に分類されない製造業	エネルギー総使用量	36,888 GJ 952 kJ
エネルギー管理統括者	【役職】 【氏名】		前年度エネルギー総使用量	□□□□ kJ

### 【エネルギーの使用の合理化】

主たる事業におけるエネルギー消費原単位※注 (2023年度実績)	□.□□	原単位分母			
		■■■量(トン)			
主たる事業の構成割合	□□.□	□□.□	%		
事業者全体のエネルギー消費原単位 対前年度比	2019年度 □□.□	2020年度 □□.□	2021年度 □□.□	2022年度 □□.□	2023年度 □□.□
事業者全体の5年度間平均原単位変化(%)	□□.□				

※ 主たる事業は、必ずしもエネルギー消費量の多寡で決定されるものではなく、日本標準産業分類の考え方に基づき各事業者が決定したもの。

### 【電気の需要の最適化】

主たる事業における電気需要最適化評価原単位 (2023年度実績)	□.□□	原単位分母			
		■■■量(トン)			
DR実施日数	□□				
事業者全体の電気需要最適化評価原単位 対前年度比	2019年度 □□.□	2020年度 □□.□	2021年度 □□.□	2022年度 □□.□	2023年度 □□.□
事業者全体の5年度間平均原単位変化	□□.□				

### 【ベンチマーク指標の状況(合理化)】

ベンチマーク区分	■■	■■■■業
目指すべき水準	□□.□	kJ/t以下
ベンチマーク指標の状況	達成	
ベンチマーク区分	■■	■■■■業
目指すべき水準	□□.□	kJ/t以下
ベンチマーク指標の状況	未達成	
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	
ベンチマーク指標の状況	-	
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	
ベンチマーク指標の状況	-	

エネルギー総使用量	36,888 GJ	952 kJ
前年度エネルギー総使用量	□□□□	kJ
非化石エネルギー総使用量	□□□□ GJ	□□□□ kJ
調整後温室効果ガス排出量	□□□□	t-CO <sub>2</sub>

種別	合計量
Jクレジット	□□□□□ t-CO <sub>2</sub>
-	- t-CO <sub>2</sub>
-	- t-CO <sub>2</sub>
-	- t-CO <sub>2</sub>

### 【非化石エネルギーへの転換】

電気の非化石比率	事業者全体で使用する電気
目標(2030年度)	30.0%
直近5年度間の実績値	2019年度 □□/2020年度 □□/2021年度 □□/2022年度 □□/2023年度 □□ 0.0
目安設定業種	■■ ■■■■業
目安(2030年度)	【指標】●●●●に向けた取組による、2030年度における●●●●の●●●に占める●●●の割合。 【目標となる水準】□□%以上
目標(2030年度)	□□%
直近5年度間の実績値	2019年度 □□/2020年度 □□/2021年度 □□/2022年度 □□/2023年度 □□%
目安設定業種	- -
目安(2030年度)	- -
目標(2030年度)	- -
直近5年度間の実績値	2019年度 □□/2020年度 □□/2021年度 □□/2022年度 □□/2023年度 - -

### 【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定量指標)】

□□□□□

### 【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定性的事項)】

1. エネルギーの使用の合理化に関する事項  
RPF燃料製造において、断続生産はエネルギー効率が非常に悪い。よって、全設備稼働せず最小限の設備で連続生産する。

2. 非化石エネルギーへの転換に関する事項  
電力会社(中部電力ミライズ(株))から、CO<sub>2</sub>フリーの電力を2024年度より購入するこで、2030年までに目標の非化石エネルギー比率(30%)を達成できるようにする。

### 【取組の概要:カーボンニュートラルに向けて】

1. 自由記述欄 (カーボンニュートラルの実現等に資する事業者独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について)  
●●●…

2. 関連リンク  
タイトル ) : ●●●●●(URL)  
タイトル ) : ●●●●●(URL)  
タイトル ) : ●●●●●(URL)

### (注意事項)

- ・赤枠囲み欄は必須記載です。
- ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第37条第1項の規定による、賦課金に係る特例の適用を受ける期間においては、情報の公表を継続する必要があります。